

# 青森県報

第二千五百十四号

平成十七年  
八月十日  
(水曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十八号

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例(平成十七年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(安全性、規格その他必要な事項に関する基準)

第三条 条例第五条第一項第四号に規定する規則で定める安全性、規格その他必要な事項に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該リサイクル製品に含まれる物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあっては、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の条件についての基準に適合すること。

二 次に掲げる規格のいずれかに適合すること。

イ 日本工業規格又は日本農林規格

ロ 県又は国が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格

ハ 知事が別に定める規格

三 次のイ及びロに掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める配合率基準(配合されること等によりリサイクル製品の原材料に含まれる循環資源の割合に関する基準をいう。以下同じ。)に適合すること。

イ 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品の認定に係る基準(以下「エコマーク認定基準」という。)(に配合率基準が定められている商品の類型(当該配合率基準によらないことについて合理的な理由があると認められる商品の類型として知事が別に定めるものを除く。)(に属するリサイクル製品 当該リサイクル製品が属する商品の類型に係るエコマーク認定基準に定める配合率基準

ロ イに掲げるリサイクル製品以外のリサイクル製品 知事が別に定める配合率基準

2 知事は、前項第二号ハの規格、同項第三号イの商品の類型又は同号ロの配合率基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、リサイクル製品に関し学識

## 目次

### 規 則

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則……………(環境政策課) ……一  
青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……六

### 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……六  
家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……七

### 公 告

電子申告システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札……………(税 務 課) ……七  
大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……八  
右 同……………( 同 ) ……九  
右 同……………( 同 ) ……九

## 規 則

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年八月十日

経験を有する者の意見を聴くものとする。

(認定の申請)

第四条 条例第五条第二項の規定による認定の申請は、知事が別に定める期間内に、リサイクル製品認定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図

二 リサイクル製品を製造し、又は加工するための機械設備及びその保守管理に関する書類

三 リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類

四 リサイクル製品の品質管理に関する書類

五 リサイクル製品が前条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

六 原材料となる循環資源が他の者から供給される場合にあつては、循環資源納入証明書(第二号様式)

七 その他知事が必要と認める書類

2 条例第五条第二項第六号に規定する規則で定める事項は、リサイクル製品の原料に含まれる循環資源の割合及び発生場所並びにリサイクル製品の寸法及び重量とする。

(認定証)

第五条 条例第五条第五項に規定する認定証は、第三号様式による。

(表示)

第六条 条例第六条第一項の規定による表示は、「青森県認定リサイクル製品」の文字又は告示で定める様式により行うものとする。

(変更等の届出)

第七条 条例第七条の規定による届出は、条例第五条第二項各号に掲げる事項の変更の届出にあつてはリサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書(第四号様式)、認定リサイクル製品の製造等の廃止の届出にあつては認定リサイクル製品製造等廃止届出書(第五号様式)により行わなければならない。

2 前項のリサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書には、第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(掲示する事項)

第八条 条例第九条第三項に規定する規則で定める事項は、認定リサイクル製品の名称及び認定番号とする。

(身分証明書)

第九条 条例第十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、第六号様式による。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 { 法人にあっては、主たる  
事務所の所在地 }

電話番号

氏名 { 法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名 } 印

リサイクル製品認定申請書

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

品目	名称		
用途			
製造(加工)する事業場	所在地	名称	
原材料	種類	性状	数量
循環資源	配合率	% (うち県内発生分 %)	
	発生場所		
製造(加工)の方法			
寸法			
重量			
年間製造(加工)数量	申請前		
	認定後		
販売開始(予定)年月日	年 月 日		
安全性に関し試験を行った項目			
規格	有・無	規格の種類	
		名称	
配合率基準	有・無	番号等	
		商品類型	
参考事項			

添付書類

- 1 リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図
- 2 リサイクル製品を製造し、又は加工するための機械設備及びその保守管理に関する書類
- 3 リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類
- 4 リサイクル製品の品質管理に関する書類
- 5 安全性、規格及び配合率が認定基準に適合することを証する書類
- 6 原材料となる循環資源が他の者から供給される場合にあっては、循環資源納入証明書(第2号様式)
- 7 その他知事が必要と認める書類

- 注1 規格の欄は、当該リサイクル製品に係る規格の有無について該当するもので囲み、当該規格がある場合は、その内容を記載すること。
- 2 配合率基準の欄は、当該リサイクル製品に係るエコマーク認定基準の配合率基準の有無について該当するもので囲み、当該配合率基準がある場合は、該当する商品類型を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第4条関係)

循環資源納入証明書

次のとおり循環資源を納入していることを証明します。

1 納入先

(1) 事業場の所在地

(2) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

2 納入する循環資源

(1) 種類

(2) 発生場所

(3) 年間納入数量

ア 実績

イ 予定

年 月 日

納入者 住 所 {法人にあっては、主たる  
事務所の所在地}

電話番号

氏 名 {法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名}



注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第3号様式 (第5条関係)

認定番号第

号

リサイクル製品認定証

住 所 {法人にあっては、主たる  
事務所の所在地}

氏 名 {法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名} 殿

下記の製品は、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けた製品であることを証します。

年 月 日

青森県知事



記

製 品 の 品 目	
製 品 の 名 称	
製 品 の 用 途	
使 用 し て い る 循 環 資 源	
認 定 の 有 効 期 限	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 {法人にあっては、主たる  
事務所の所在地}

電話番号

氏 名 {法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名} ㊟

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書

リサイクル製品の認定に係る申請書の記載事項に変更があったので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
変更内容	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 {法人にあっては、主たる  
事務所の所在地}

電話番号

氏 名 {法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名} ㊟

認定リサイクル製品製造等廃止届出書

認定リサイクル製品の製造（加工）を廃止したので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式 (第9条関係)

表

<p>身分証明書</p> <p>所属 職氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第11条第1項の規定により立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>青森県知事</p>	<p>第 号</p> <p>6センチメートル</p>
---	----------------------------

裏

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、製品認定を受けた者若しくは製品認定を受けた者に循環資源を供給する者(以下「認定事業者等」という。)に対し、認定リサイクル製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定リサイクル製品の製造等の状況に関し、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十九号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則(昭和三十七年一月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十四号様式及び第二十五号様式中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百五十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービスを廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービス類 の種別	居宅サービス事業を行つ事業所		年 月 日 止
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所		名称	所在地	

有限会社 アイバンライ	五所川原市大字 唐笠柳字皆瀬一 七の四	訪問介護	訪問介護ス テーション つばさ	五所川原市松島 町六丁目四九	平成 一七・七三
----------------	---------------------------	------	-----------------------	-------------------	-------------

青森県告示第六百五十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催期間  
平成十七年九月五日から同月三十日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）
- 二 開催場所  
青森県営農大校（上北郡七戸町）及び青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）
- 三 講習人員  
三十人以内
- 四 対象家畜  
牛
- 五 受講申請手続  
受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十七年八月二十三日までに所管の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。
- 六 その他
  - 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所管の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。
  - 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

公 告

電子申告システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる機器等の賃貸借とし、機器等に要求する性能等は、入札説明書による。  
電子申告システム機器及び機器関連ソフトウェア 一式
- 二 賃貸借期間  
平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで
- 三 納入場所  
青森県総務部税務課（青森市長島一丁目一）
- 四 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 五 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目一の  
青森県総務部税務課税務電算グループ  
電話 〇一七 七二二 一一一一（内線五四二〇）
- 六 入札及び開札の場所及び日時
  - 1 場所 青森市長島一丁目一の  
青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

- 2 日時 平成十七年八月二十四日 午後二時
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。
- 七 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 その他

- 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール城東高田

弘前市大字高田四丁目三の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四 代表取締役 藤原秀次郎	変 更 後	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四 代表取締役 野中正人	変更 年月日	平成 一七・五・一九
-------	---	-------	--	-----------	---------------

四 届出年月日  
平成十七年七月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年八月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由



4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二二二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二二二 代表取締役 飛岡博明	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二二二 代表取締役 上山高司	平成 一七・六・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区一番町八の八

代表取締役 井坂榮 外

四 届出年月日

平成十七年七月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年八月十日から同年十二月十日まで

3 時間

六 意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール城東高田

弘前市大字高田四丁目三の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店の設置に關する事項	荷さばき施設の位置及び面積	一五八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	平成 一七・三・一五
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	七四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	七六立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	

四 届出年月日

平成十七年七月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年八月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十二月十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭